第198期
定時株主総会
招集ご通知

FUKUI BANK

日　時

2018年６月23日（土曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時）

場　所

福井市西木田２丁目８番１号
福井商工会議所ビル　地下１階
コンベンションホール

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

○目　次

第198期定時株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）
第198期事業報告…… 3

計算書類…… 26

連結計算書類…… 28

監査報告書…… 30

（株主総会参考書類）
議　　案　取締役９名選任の件…… 33

インターネットによる議決権行使のご案内…… 39

株式会社 福井銀行

証券コード８３６２
2018年５月31日

株主各位

福井市順化１丁目１番１号
株式会社 **福 井 銀 行**
取締役兼代表執行役頭取　林　　正　博

第198期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当行第198期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年６月22日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2018年６月23日（土曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　福井市西木田２丁目８番１号
福井商工会議所ビル　地下１階　コンベンションホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第198期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
２．第198期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議　　案　取締役９名選任の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年６月22日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、39頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2018年６月22日（金曜日）午後５時までに行使してくださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．招集にあたっての決定事項

株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等について

インターネット経由で招集ご通知を受領することを承諾された株主さまにも書面による招集ご通知、株主総会参考書類及び議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載させていただきます。

添　付　書　類

第198期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店、支店、出張所の98か店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・個人年金保険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

（金融経済環境）

当期の日本経済は、企業収益や雇用・所得環境において改善の動きがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移し、景気拡大が「いざなぎ景気」を抜き戦後２番目の長さに到達しました。また、東京株式市場では、11月に日経平均株価が大幅続伸し、終値が26年ぶりの高値を記録しました。しかしながら、米国の保護貿易主義化や中東情勢の悪化など、国際的な不確実性の存在を背景として、景気動向には依然として不透明感が残る状況にあります。

福井県内経済におきましては、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の着実な持ち直しや、電子部品・デバイスを中心とした好調な企業活動などにより、全体として回復基調を維持しております。また、北陸新幹線の県内延伸に向けた観光・まちづくりの取組みが各地域でより一層活発化しており、今後の更なる県内経済の活性化に期待感が膨らむ状況となっております。しかしながら、県内の有効求人倍率は高い状況が継続され、人手不足が企業活動に与える影響に注意が必要な情勢にあります。

（事業の経過及び成果）

①経営の基本方針

当行は、「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」を当行グループの「企業理念」として制定し、その実現に向けて、社会に対する経営のコミットメントとして「経営理念」を、役職員が日々の活動において大切にする価値観として「行動理念」を掲げております。

当行グループは、この３つの理念を心の拠り所として、地域のみなさまにご満足いただける商品・サービスの提供に取り組んでおります。

【企業理念】　「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」

【経営理念】　「トライアングル・バランスの実現」
「職員の満足（働きがい）」「お客さま（地域）のご満足」「株主の方々（投資家のみなさま）のご満足」をバランスよく高める経営を実現します

【行動理念】　『「誠実」×「情熱」×「行動」』

②企業統治の基本方針

当行グループは、企業理念を実現し、そして、株主の方々に当行の株式を安心して保有していただくことを目的として、「コーポレートガバナンスの基本方針」を制定しております。

この基本方針に基づく最適なコーポレートガバナンスを実現するとともに、経営戦略などの本質的な議論の活性化や、株主の方々を始めとするあらゆるステークホルダーとの対話を深めながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

③当期の結果

当行では、2015年４月よりスタートした中期経営計画「Create Chance Create Future」（2015年度～2017年度）が最終年度を迎えました。

本中期経営計画では、2015年４月からの３年間を、「地域とともに、お客さまとともに、未来へのチャンスを創り出していく期間」と位置付けており、地域やお客さまから「目に見える」

「一緒に動いている」と実感していただけるよう、最終年度である当期は、次の施策に取り組んでまいりました。

「地域に対して」の取組みといたしましては、「地方版総合戦略」に沿った営業エリア毎の「地域活性化プラン」への取組みや、福井県内地方公共団体との連携強化を継続して行ってまいりました。また、前期に引き続き、官民が連携してまちづくり・地域活性化について検討する「ふくい地域プラットフォーム」を開催し、県内地方公共団体・地域金融機関・民間事業者等が一体となって、地域創生に取り組む環境の醸成と実践に努めてまいりました。加えて、北陸新幹線の県内延伸に向けた福井駅前再開発事業につきましては、引き続き地元の方々との意見交換等を通した、一体的なまちづくりに向けた支援を行っております。

「法人のお客さまに対して」の取組みといたしましては、お客さまの事業内容やビジネスモデル、経営課題等を把握・理解し、課題解決に向けて最適な解決策を提供するという「事業性理解」の実践を引き続き推し進め、事業性理解を前提とした中小・零細企業向けの積極的な資金支援を実施いたしました。また、事業承継等のお客さまが抱えるさまざまな課題を解決できるよう、本部専門部署や外部連携先が一体となったより付加価値の高いサービスの提供を可能とする体制構築と、ライフステージに応じたコンサルティングを実践してまいりました。創業支援等の分野におきましては日本政策金融公庫と連携し、計画策定から資金調達、事業拡大までワンストップで支援する『スタートアップサポート「W-ing」（ウイング)』の体制を構築し、創業支援に積極的に取り組んでおります。お客さまの業務効率化に対する取組みといたしましては、株式会社マネーフォワードと連携し『MFクラウド会計for福井銀行』の運用を開始し、お客さまのバックオフィス業務の効率化や経営サポートを実践しております。

「個人のお客さまに対して」の取組みといたしましては、お客さま本位の業務運営を実践するために、「お客さま本位の基本方針」を策定し、お客さまの安定的な資産形成の支援を行ってまいりました。また、お客さまのライフステージやライフイベント毎のニーズに応じた各種セミナーの開催や、本部専門部署や外部連携先が一体となったコンサルティングを実践してまいりました。お客さまの生活スタイルの変化や多様化するニーズに対して、消費者ローンを中心としたお客さま情報の集約をもとに、商品案内やカウンセリングを行う本部専門部署「ライフサポートセンター」を設立し、お客さま支援を行っております。また、インターネットを利用し

たチャネルの利便性向上や、ふるさと県民カードに認定されております多機能型ICカード「JURACA」の普及活動等キャッシュレス社会の実現に向けた取組みを進めてまいりました。

その他の取組みといたしましては、事務の本部集中による生産性向上や大規模災害時への対応強化を目的として新事務センターを立上げました。また、福井市中心市街地の活性化の一翼を担うべく、2020年に「地域をつなぎ、未来を創る」をコンセプトに本店建替えを行うため、2018年３月に本店を福銀センタービルに仮移転いたしました。

以上のようなことに取り組んできた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

（預金等）

譲渡性預金を含めた預金等は、法人・個人預金がいずれも順調に推移したことから、期中798億円増加して期末残高は２兆3,338億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、消費者ローンを含む中小企業等向け貸出が順調に推移したことから、期中256億円増加して期末残高は１兆6,288億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、市場動向を注視しつつ運用管理に努めた結果、期中278億円減少して期末残高は6,093億円となりました。

（外国為替取扱高）

外国為替取扱高は、前期比２億57百万ドル増加して27億ドルとなりました。

（損益状況）

損益状況につきましては、経常収益は、貸倒引当金戻入益を計上したことなどから、前期比３億34百万円増加して、364億83百万円となりました。また、経常費用は、営業経費が増加し

たことなどから、前期比７億９百万円増加して306億90百万円となりました。

したがいまして、経常利益は、前期比３億74百万円減少して、57億92百万円となり、当期純利益は、前期比11億44百万円減少して、39億88百万円となりました。

（当行の対処すべき課題）

当行をはじめとして、地域金融機関を取り巻く環境は、引き続き実施されているマイナス金利政策や競争激化に伴う貸出金利回りの低下、人口や事業所数の減少による地方経済の規模縮小、技術革新による異業種の参入など先行きに対する不透明感が増しております。

福井県では、2018年９月に開催を控えた「福井しあわせ元気国体」や、中部縦貫自動車道の開通、北陸新幹線の県内延伸など交通網の整備により、ビジネス環境が大きく変化していくことが見込まれます。当行にとりましても、多様なリスクとチャンスが存在しているものと認識しております。

このような環境のもと、当行では、2018年４月より新たな中期経営計画『「企業理念」の実現に向けて（第１章）～より早く、より深く、より広く～』がスタートしました。社会が大きく変化する状況のもと、新中期経営計画においては「地域とともに、お客さまとともに時代の変化に合わせて成長していく期間」と位置付け、経営環境の変化に合わせて、当行自身も変革を遂げてまいります。職員一人ひとりの育成をはかり「より早く、より深く、より広く」を合い言葉に「企業理念」の実現に向けて取り組んでまいります。

新中期経営計画では、「お客さまをふやす（働く場所、働く人をふやす）」、「コンサルティング機能の強化」、「選択と集中」、「人づくり革命」の４つのテーマを設けております。

「お客さまをふやす（働く場所、働く人をふやす）」につきましては、お客さま理解の徹底とそれに基づく適切かつ積極的なリスクテイクの実践、まちづくりへの積極的な参画、事業承継支援、事業再生支援に取り組み、地域の発展に努めてまいります。また、それらの取組みを通して当行の将来の収益基盤となるお客さまを増やしてまいります。

「コンサルティング機能の強化」につきましては、法人のお客さまへの支援態勢の充実や、お客さま本位の資産運用及び相続等の相談能力向上、消費者ローンを中心にお客さま向けサポー

トを行うライフサポートセンターによる相談体制の充実、グループ連携による総合的支援体制強化に取り組み、お客さまや地域の資産を増やすお手伝いをしてまいります。

「選択と集中」につきましては、最適な経営資源配分の実施や本部業務の見直しによる営業力の強化に取り組み、生産性の高い組織を構築してまいります。

「人づくり革命」につきましては、多様な人財の活用、働き方に応じた制度や運用の見直し、一人ひとりの「働き方改革」や健康経営の実践などに取り組み、働きがいのある職場環境を実現し、お客さまのニーズに対応できる人財を育成してまいります。

以上の４つのテーマについて、誠実に情熱を持って取り組んでいくことで、次代に向けた経営基盤の確保と強い経営体質の構築を目指してまいります。

また、銀行としての本業に加え、教育や環境、歴史、文化の分野においても、地域の取組みを支援し、地域の課題解決や活性化に取り組んでまいります。

引き続き当行の存在意義である「企業理念」の実現に向け、これまで以上に地方公共団体、各種経済団体、大学等教育機関などと連携を深め、地域一体となった活動を推し進めるとともに、福井銀行グループの総力を結集し、福井の活性化の中心的役割を担ってまいります。株主のみなさま、お客さまには、引き続き当行をご支援ご愛顧賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預金	20,828	20,803	21,497	22,193
定期性預金	8,920	8,856	8,683	8,568
その他	11,908	11,946	12,813	13,625
譲渡性預金	659	793	1,042	1,144
社債	223	123	－	－
貸出金	15,525	15,861	16,031	16,288
個人向け	4,635	4,919	5,038	5,148
中小企業向け	4,080	4,165	4,379	4,758
その他	6,810	6,775	6,613	6,381
商品有価証券	2	4	7	5
有価証券	6,354	6,588	6,371	6,093
国債	1,608	1,661	1,632	1,451
その他	4,745	4,927	4,739	4,642
総資産	24,205	24,571	25,924	26,652
内国為替取扱高	146,552	146,469	144,150	146,083
外国為替取扱高	百万ドル 2,331	百万ドル 2,576	百万ドル 2,443	百万ドル 2,700
経常利益	百万円 5,110	百万円 11,623	百万円 6,167	百万円 5,792
当期純利益	百万円 2,121	百万円 7,151	百万円 5,132	百万円 3,988
1株当たり当期純利益	8円89銭	29円87銭	215円76銭	168円11銭

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益の算定に当たっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
３．2017年10月１日付で10株を１株に株式併合しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

（ご参考）

連結業績の推移

（単位：億円）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	485	473	446	439
経常利益	59	124	76	63
親会社株主に帰属する当期純利益	22	73	41	39
包括利益	96	75	7	52
純資産額	1,317	1,378	1,240	1,283
総資産	24,275	24,641	25,996	26,731

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)　使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,401人	1,385人
平均年齢	39年1月	38年9月
平均勤続年数	15年1月	14年11月
平均給与月額	342千円	339千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4)　営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	（うち出張所）	店	（うち出張所）
福井県	77	(6)	76	(5)
石川県	10	(1)	10	(1)
富山県	4	(−)	4	(−)
東京都	1	(−)	1	(−)
大阪府	1	(−)	1	(−)
愛知県	1	(−)	1	(−)
京都府	2	(−)	2	(−)
滋賀県	2	(−)	2	(−)
合計	98	(7)	97	(6)

注1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を１か所（前年度末１か所）、ローン・保険等の相談拠点を２か所（前年度末２か所）、移動店舗車１台（前年度末１台）、店舗外現金自動設備を126か所（前年度末125か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を22,668か所（前年度末21,694か所）、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を12,894か所（前年度末13,499か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を12,783か所（前年度末11,874か所）それぞれ設置しております。

2. 当年度において、高木支店（福井県福井市）を新築移転し大和田支店に名称変更、中央市場支店（福井県福井市）を大和田支店内に移転・併設、富山支店（富山県富山市）を新築移転、富山南支店（富山県富山市）を移転後の富山支店内に移転・併設、美山支店（福井県福井市）を福井中央支店（福井県福井市）内に移転・併設、名田庄支店（福井県大飯郡おおい町）を小浜支店（福井県小浜市）内に移転・併設いたしました。また、ナチュラプラザ福井（福井県福井市）を大和田支店２階に移転しふくぎんプラザ福井に名称変更いたしました。

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
小浜支店名田庄営業室	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂第３号68番２

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備（５か所）を新設いたしました。（株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を除く）

福井中央支店美山出張所	（福井県福井市）
大和田支店高木出張所	（福井県福井市）
大和田支店中央市場出張所	（福井県福井市）
武生支店武生楽市第２共同出張所	（福井県越前市）
小浜支店名田庄出張所	（福井県小浜市）

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備（４か所）を廃止いたしました。（株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を除く）

本店営業部パリオ東口出張所	（福井県福井市）
本店営業部福井春山合同庁舎出張所	（福井県福井市）
神明支店鯖江東部ショッピングモール出張所	（福井県鯖江市）
福井医大支店福井大学医学部附属病院中央診療棟共同出張所	（福井県吉田郡永平寺町）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,910

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
新事務センター新築	1,632
勘定系端末機更改	839
大和田支店新築	477
富山支店新築	294

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社はありません。

ロ. 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
福銀ビジネスサービス株式会社	福井県福井市今市町第66号7番地1	福井銀行のための現金整理及び現金自動設備の保守管理業務	1986年12月11日	百万円 10	% 100.00	－
株式会社福井キャピタル＆コンサルティング	福井県福井市照手1丁目2番17号	投資事業組合財産の管理・運営業務及びコンサルティング業務	2015年7月1日	50	95.00	－
福井信用保証サービス株式会社	福井県福井市春山2丁目3番10号	福井銀行の取扱う住宅ローン等のための保証業務	1982年11月6日	50	50.00	－
株式会社福銀リース	福井県福井市照手1丁目2番17号	リース業務	1983年9月16日	50	5.00	－
株式会社福井カード	福井県福井市順化1丁目2番3号	クレジットカード業務	1986年8月5日	30	5.00	－
福井ネット株式会社	福井県福井市春日町238番3号	コンピュータ関連業務	1997年4月21日	40	11.25	－

注1. 連結される子会社及び子法人等は上記の重要な子会社等6社であります。
2. Fukui Preferred Capital Cayman Limitedは、2017年8月24日に清算結了しております。

(7)　重要な業務提携の概況

①　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
②　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
③　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
④　株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑤　株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑥　株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑦　株式会社北國銀行及び株式会社富山第一銀行との提携（略称FITネット）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑧　株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井市農業協同組合、福井市南部農業協同組合、永平寺町農業協同組合、花咲ふくい農業協同組合、春江農業協同組合、テラル越前農業協同組合、福井丹南農業協同組合、福井池田町農業協同組合、越前丹生農業協同組合、越前たけふ農業協同組合、敦賀美方農業協同組合、若狭農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会との提携（略称福井ふるさとネットサービス）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑨　株式会社福井新聞社との提携により、多機能型ICカード「JURACA（ジュラカ）」による２種類の電子マネーサービスと独自の地域サービスを一体で提供するサービスを行っております。

(8)　事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9)　その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(2017年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
伊東 忠昭	取締役会長	北陸電力株式会社社外監査役	
林 正博	取締役 指名委員	株式会社福井キャピタル＆コンサルティング取締役会長兼CEO	
朝倉 真博	取締役 報酬委員	該当事項はありません。	
佐野 慎治	取締役	該当事項はありません。	
湯浅 徹	取締役	該当事項はありません。	
佐竹 範之	取締役 監査委員	該当事項はありません。	
吉川 奈奈	取締役 (社外取締役) 指名委員(委員長) 報酬委員	弁護士 京福電気鉄道株式会社社外取締役	
内上 和博	取締役 (社外取締役) 監査委員(委員長) 指名委員	弁護士	
南保 勝	取締役 (社外取締役) 報酬委員(委員長) 監査委員	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士(経済学)	

② 執行役

（2017年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
林　正博	代表執行役頭取	株式会社福井キャピタル＆コンサルティング取締役会長兼CEO	
朝倉真博	代表執行役専務 ＡＬＭ本部長	該当事項はありません。	
佐野慎治	常務執行役 企画本部長	該当事項はありません。	
湯浅　徹	常務執行役 営業支援本部長	該当事項はありません。	
前田英之	執行役 営業支援副本部長 融資支援グループマネージャー	該当事項はありません。	
渡辺　統	執行役 ＡＬＭ副本部長 リスク統括グループマネージャー	該当事項はありません。	
長谷川英一	執行役 本店エリア統括店長 兼本店営業部長	該当事項はありません。	

注1. 林正博、朝倉真博、佐野慎治及び湯浅徹は、取締役と執行役を兼務しております。
2. 社外取締役吉川奈奈、内上和博及び南保勝は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. ３名の監査委員のうち、佐竹範之が常勤監査委員に就任しております。当行は、監査委員が、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場確認等を行い、これらの情報を監査委員全員で共有化することを通じて、監査委員会の実効的な審議が可能となるように常勤監査委員を選定しております。
4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏　名	退任日
取締役兼常務執行役	中嶋　浩顕	2017年６月24日
取締役兼常務執行役	井上　哲夫	2017年６月24日

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	6名	67
執行役	9名	204（58）
計	15名	272（58）

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 執行役を兼務している取締役の人数及び報酬等につきましては、取締役の区分に含めず執行役の区分に含めて記載しております。

3. 上記執行役の報酬等の括弧書きの内訳は、当年度に係る役員賞与引当金繰入額17百万円及び株式報酬型ストック・オプション報酬額41百万円であります。
4. 上記執行役の支給人数及び報酬等には、2017年６月24日付けで退任した執行役２名が含まれております。
5. 取締役及び執行役に対する報酬については、報酬委員会において「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は次のとおりであります。
＜取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針＞
当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものとし、以下の方針により報酬委員会において決定する。
① 取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
② 執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
③ 上記①、②に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
④ 取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬のみとする。
⑤ 執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、長期インセンティブとして付与するストック・オプション報酬で構成するものとする。
⑥ 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
吉　川　奈　奈	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
内　上　和　博	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
南　保　　勝	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3．社外役員に関する事項

(1)　社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
吉　川　奈　奈	京福電気鉄道株式会社社外取締役 (当行と同社は相互に資本出資（保有割合１％未満）があるほか、通常の銀行取引があります。)
内　上　和　博	該当事項はありません。
南　保　　勝	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士（経済学） (当行は同大学と通常の銀行取引があります。)

(2)　社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
吉　川　奈　奈	10年９ヵ月	2017年度の取締役会16回のうち全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
内　上　和　博	３年９ヵ月	2017年度の取締役会16回のうち全てに出席しており、また、2017年度の監査委員会15回のうち全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
南　保　　勝	１年９ヵ月	2017年度の取締役会16回のうち全てに出席しており、また、2017年度の監査委員会15回のうち全てに出席しております。	主に博士（経済学）として経済学に関する専門的な見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3)　社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	３名	16	―

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　　56,564千株
発行済株式の総数　　24,144千株
注　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　8,168名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,386 千株	5.75 %
福井銀行職員持株会	864	3.58
日本生命保険相互会社	788	3.27
住友生命保険相互会社	766	3.17
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	515	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	467	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	437	1.81
株式会社大垣共立銀行	353	1.46
轟産業株式会社	340	1.41
野村信託銀行株式会社（福井銀行職員持株会専用信託口）	340	1.41

注1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（33千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．会計監査人に関する事項

(1)　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　柏木　勝広 指定有限責任社員　轡田留美子 指定有限責任社員　石橋　勇一	62	(非監査業務の内容) ・日本版CRS／FATCA業務委託 ・バーゼル規制に係る照会

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。
4．当行監査委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2)　責任限定契約

該当事項はありません。

(3)　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7．業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、会社法に基づく当行の「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、次のとおり決議しております。

（1） 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

ア．監査委員会の職務執行を補助するため、取締役会の決議に基づき、監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

（運用状況の概要）

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を２名配置しております。

②前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、その独立性を確保することとしております。

イ．監査委員会事務局の使用人の異動・人事考課等については、監査委員会の同意を要することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。

③監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の指示に従い、執行役の職務の執行状況の報告を求め、当行及びグループ会社の業務及び財産の状況の調査を行うこととしております。

イ．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受

けたときは、監査委員会に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができます。

（運用状況の概要）

2017年度については、監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する、その職務を遂行するうえでの不当な制約は発生しておりません。

④当行グループの役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

ア．当行グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

イ．当行グループの役職員は、監査委員の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行うこととしております。

（運用状況の概要）

2017年度については、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は発生しておりません。

⑤報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．当行及びグループ会社では、「コンプライアンス・マニュアル」にて、法令違反や不正行為に関する内部通報制度を整備することとしております。

イ．「コンプライアンス・マニュアル」では、報告者に対し人事上その他の不利益を与えることを禁じております。

（運用状況の概要）

監査委員及び顧問弁護士並びに社外取締役を報告窓口とする相談・報告制度を整備しており、報告者のプライバシーを厳格に保護するとともに、人事上その他の不利な扱いを一切行わない運用を行っております。

⑥監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．監査委員会がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないと当行が証明した場合を除き、当行がその費用又は債務を負担することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。

⑦その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．代表執行役頭取は、監査委員と定期的に意見交換会を実施し、監査委員より監査環

境の整備等について要請があれば誠実に協議を行うこととしております。
イ．監査委員は、執行役が参加する重要な会議等に出席することとしております。
ウ．内部監査部門である監査グループは、適切な監査情報の提供を行うなど、監査委員会の円滑な職務遂行のための協力関係を適正に確保することとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。2017年度については、代表執行役頭取と監査委員による意見交換を12回実施するとともに、監査委員は執行役が参加する重要な会議の全てに出席いたしました。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制

①執行役及びグループ会社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ア．重要な書類等については、社内規程に基づいて保存年限を定め、適切な文書管理態勢の整備を図ることとしております。
イ．監査委員会は、執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書をいつでも閲覧することができることとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。監査委員会は行内システムへのアクセス権限が付与されており、いつでも執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書を閲覧することができます。
②当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア．リスク管理態勢の確立を図るために「リスク管理の基本方針」等を制定し、リスク管理の対応方針及び各種リスクを管理する統括部署を定めて適切なリスク管理を行うこととしております。
イ．「経営会議」においてリスク管理に関する重要な事項を協議・決定することとしております。
ウ．災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「危機管理計画」を定めて統一的な危機管理対応を実施することとしております。
（運用状況の概要）
上記体制のとおりの運用を行っております。緊急事態発生時の迅速かつ的確な初動対応を確保するため、平時より定期的に危機管理訓練を実施しております。なお、2018年２月に福井県嶺北地方を中心に発生した記録的な大雪に対して、「危機管理計画」に基づいた対応を行っております。
③執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため

の体制

ア．取締役会は、経営の基本方針及び重要な事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督することとしております。

イ．執行役は、取締役会において定めた「経営の基本方針」、「職務分掌」等に基づき業務執行を行うこととしております。

ウ．執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において、適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、重要な事項については「経営会議」または「融資審査会議」において協議・決定することとしております。また、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告することとしております。

エ．「経営会議」においてグループ会社の業務運営管理に関する重要な事項を決定することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。執行役が合議で決定すべき事項の議論の場として、「経営会議（2017年度43回開催）」「融資審査会議（同35回開催）」を設置し運用しております。また、原則として毎月開催している取締役会において、執行役からの報告に基づいて、その職務執行状況の監督を行っております。

④執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を定め、当行グループの役職員はこれを遵守することとしております。

イ．コンプライアンスの統括部署としてリスク統括グループを設置し、法令等遵守態勢の整備・確立を図っております。また、「経営会議」においてコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定することとしております。

ウ．取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行うこととしております。

エ．不正行為等の未然防止と早期解決を図るために、コンプライアンスに関する相談・報告制度を整備・運用しております。当行グループの役職員は、法令等に反する行為や不正な行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはリスク統括グループ等に報告することとしており、これらの行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処することとしております。

オ．当行グループの職員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るために監査グループを置き、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。管理監督者を対象とした「コンプライアンス実践協議会」の開催や、各部署へのコンプライアンス責任者及び同担当者の配

置、階層別コンプライアンス研修の実施等を通して、「コンプライアンス基本方針」の周知・徹底とコンプライアンスの一層の啓発を行っております。また、当行グループの役職員を対象として、コンプライアンスに関するアンケートを年２回実施し、不正行為等の未然防止に取り組んでおります。

⑤当行及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当行グループの役職員が、職務を遂行するにあたって遵守すべき基準として「コンプライアンス・マニュアル」に行動規範を定めております。

イ．グループ会社の統括部署を経営企画グループとするとともに、社内規程に基づいて各所管部署を定め、業務運営状況について定期的報告を義務付けるとともに、「経営会議」においてグループ会社の業務管理態勢に関する報告・協議を行い連携を図ることとしております。

ウ．監査グループが、当行及びグループ会社において適正かつ効率的な業務運営態勢の構築・運営がなされているかを定期的に内部監査することとしております。

エ．当行及びグループ会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための態勢を整備することとしております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。財務報告の適切性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係るプロセスについて監査グループ及び会計監査人が監査を行っております。

(3)　反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

ア．公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力隔絶宣言」、「コンプライアンス・マニュアル」、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

イ．反社会的勢力に対する対応を統括する部署をリスク統括グループに設け、社内関係部門及び外部専門機関との協力態勢を整備しております。

ウ．反社会的勢力に対しては、統括部署を中心に外部専門機関と連携し関係を遮断するとともに、関係を把握した場合は速やかに取引解消を実施しております。

（運用状況の概要）

上記体制のとおりの運用を行っております。反社会的勢力等のデータベースの充実を継続的に実施するとともに、当行グループ全体で、事前スクリーニング及び事後スクリーニングによる関係遮断・排除に取り組んでおります。

8．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11．その他

剰余金の配当等に関する基本方針

当行は、リスクに見合った十分な自己資本を確保しつつ業績を上げ、安定的・継続的に配当を行うことに加え、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としています。

具体的には、１株当たり年間50円の安定配当に業績連動配当を合わせた配当性向を20％程度とすることを目途としております。なお、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定いたします。

内部留保金につきましては、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などインフラの整備・強化に投資し、強固な経営体質の構築に努めてまいります。

第198期末(2018年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	**354,704**
現金	35,872
預け金	318,831
買入金銭債権	**674**
商品有価証券	**504**
商品国債	451
商品地方債	52
金銭の信託	**6,400**
有価証券	**609,378**
国債	145,109
地方債	67,339
社債	164,904
株式	30,074
その他の証券	201,951
貸出金	**1,628,851**
割引手形	7,354
手形貸付	40,440
証書貸付	1,413,903
当座貸越	167,153
外国為替	**10,774**
外国他店預け	7,729
買入外国為替	2,811
取立外国為替	234
その他資産	**32,661**
未収収益	2,341
金融派生商品	3,801
金融商品等差入担保金	988
その他の資産	25,530
有形固定資産	**23,690**
建物	5,563
土地	15,208
リース資産	72
建設仮勘定	10
その他の有形固定資産	2,836
無形固定資産	**170**
ソフトウェア	105
リース資産	47
その他の無形固定資産	18
支払承諾見返	**9,695**
貸倒引当金	**△12,242**
資産の部合計	**2,665,264**

科目	金額
(負債の部)	
預金	**2,219,383**
当座預金	151,621
普通預金	1,146,046
貯蓄預金	10,795
通知預金	6,683
定期預金	848,213
定期積金	8,595
その他の預金	47,426
譲渡性預金	**114,431**
売現先勘定	**28,401**
債券貸借取引受入担保金	**47,457**
借用金	**109,709**
借入金	109,709
外国為替	**68**
売渡外国為替	8
未払外国為替	60
その他負債	**7,074**
未払法人税等	367
未払費用	695
前受収益	551
給付補塡備金	0
金融派生商品	2,997
金融商品等受入担保金	460
リース債務	128
その他の負債	1,872
賞与引当金	**199**
役員賞与引当金	**17**
退職給付引当金	**5,226**
睡眠預金払戻損失引当金	**341**
偶発損失引当金	**218**
耐震対応損失引当金	**785**
繰延税金負債	**834**
再評価に係る繰延税金負債	**2,563**
支払承諾	**9,695**
負債の部合計	**2,546,410**
(純資産の部)	
資本金	**17,965**
資本剰余金	**2,643**
資本準備金	2,614
その他資本剰余金	29
利益剰余金	**79,796**
利益準備金	17,965
その他利益剰余金	61,830
圧縮積立金	282
別途積立金	56,430
繰越利益剰余金	5,118
自己株式	**△862**
株主資本合計	**99,542**
その他有価証券評価差額金	**13,339**
繰延ヘッジ損益	**△1**
土地再評価差額金	**5,785**
評価・換算差額等合計	**19,123**
新株予約権	**187**
純資産の部合計	**118,854**
負債及び純資産の部合計	**2,665,264**

第198期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**36,483**
資金運用収益	**23,960**	
貸出金利息	16,791	
有価証券利息配当金	6,995	
コールローン利息	4	
預け金利息	120	
その他の受入利息	48	
役務取引等収益	**5,685**	
受入為替手数料	2,334	
その他の役務収益	3,351	
その他業務収益	**1,596**	
外国為替売買益	510	
国債等債券売却益	1,084	
金融派生商品収益	1	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**5,240**	
貸倒引当金戻入益	2,695	
償却債権取立益	681	
株式等売却益	993	
金銭の信託運用益	62	
その他の経常収益	807	
経常費用		**30,690**
資金調達費用	**1,435**	
預金利息	467	
譲渡性預金利息	43	
コールマネー利息	66	
売現先利息	171	
債券貸借取引支払利息	584	
借用金利息	0	
その他の支払利息	102	
役務取引等費用	**3,329**	
支払為替手数料	530	
その他の役務費用	2,799	
その他業務費用	**1,459**	
商品有価証券売買損	4	
国債等債券売却損	1,454	
営業経費	**22,214**	
その他経常費用	**2,250**	
貸出金償却	394	
株式等売却損	989	
株式等償却	675	
その他の経常費用	191	
経常利益		**5,792**
特別利益		**175**
固定資産処分益	173	
子会社清算益	1	
特別損失		**211**
固定資産処分損	99	
減損損失	112	
税引前当期純利益		**5,757**
法人税、住民税及び事業税	**1,151**	
法人税等調整額	**617**	
法人税等合計		**1,769**
当期純利益		**3,988**

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
現金預け金	354,714	預金	2,217,068
買入金銭債権	674	譲渡性預金	107,031
商品有価証券	504	売現先勘定	28,401
金銭の信託	6,400	債券貸借取引受入担保金	47,457
有価証券	609,185	借用金	109,709
貸出金	1,617,855	外国為替	68
外国為替	10,774	その他負債	14,989
その他資産	51,819	賞与引当金	227
有形固定資産	23,847	役員賞与引当金	17
建物	5,684	退職給付に係る負債	5,217
土地	15,240	睡眠預金払戻損失引当金	341
リース資産	15	偶発損失引当金	218
建設仮勘定	10	耐震対応損失引当金	785
その他の有形固定資産	2,897	繰延税金負債	1,060
無形固定資産	228	再評価に係る繰延税金負債	2,563
ソフトウェア	170	支払承諾	9,695
その他の無形固定資産	58	**負債の部合計**	**2,544,854**
繰延税金資産	842	**(純資産の部)**	
支払承諾見返	9,695	資本金	17,965
貸倒引当金	△ 13,376	資本剰余金	2,725
		利益剰余金	84,578
		自己株式	△ 862
		株主資本合計	104,406
		その他有価証券評価差額金	13,350
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		土地再評価差額金	5,785
		退職給付に係る調整累計額	5
		その他の包括利益累計額合計	19,140
		新株予約権	187
		非支配株主持分	4,575
		純資産の部合計	**128,310**
資産の部合計	**2,673,165**	**負債及び純資産の部合計**	**2,673,165**

連結損益計算書（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**43,982**
資金運用収益	**24,412**	
貸出金利息	16,733	
有価証券利息配当金	6,997	
コールローン利息及び買入手形利息	4	
預け金利息	120	
その他の受入利息	557	
役務取引等収益	**7,085**	
その他業務収益	**8,071**	
その他経常収益	**4,413**	
貸倒引当金戻入益	1,887	
償却債権取立益	681	
その他の経常収益	1,843	
経常費用		**37,654**
資金調達費用	**1,436**	
預金利息	466	
譲渡性預金利息	43	
コールマネー利息及び売渡手形利息	66	
売現先利息	171	
債券貸借取引支払利息	584	
借用金利息	0	
その他の支払利息	103	
役務取引等費用	**2,832**	
その他業務費用	**7,857**	
営業経費	**23,238**	
その他経常費用	**2,288**	
その他の経常費用	2,288	
経常利益		**6,327**
特別利益		**173**
固定資産処分益	173	
特別損失		**298**
固定資産処分損	186	
減損損失	112	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		**6,202**
法人税、住民税及び事業税	**1,482**	
法人税等調整額	**445**	
法人税等合計		**1,928**
当期純利益		**4,274**
非支配株主に帰属する当期純利益		**346**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,927**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月10日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏木勝広　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　欅田留美子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石橋勇一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社福井銀行の2017年４月１日から2018年３月31日までの第198期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月10日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏木勝広　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　欠田留美子　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石橋勇一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社福井銀行の2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第198期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月11日

株式会社 福井銀行 監査委員会

監査委員　内　上　和　博　㊞

監査委員　佐　竹　範　之　㊞

監査委員　南　保　　勝　㊞

(注)　監査委員内上和博及び南保勝は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
①	伊東忠昭（いとうただあき） （1949年２月16日生） 再任	1971年４月　当行入行 1999年６月　当行取締役経営管理グループマネージャー 2004年３月　当行取締役経営企画グループマネージャー 2006年２月　当行取締役 2006年６月　当行常務取締役 2007年６月　当行常務執行役 2008年６月　当行取締役兼代表執行役専務 2010年３月　当行取締役兼代表執行役頭取 2015年６月　当行取締役会長 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 北陸電力株式会社社外監査役	15,700株
	《取締役候補者とした理由》 伊東忠昭氏は、2010年より５年間に亘り取締役兼代表執行役頭取を務めたほか、2015年からは取締役会長として取締役会議長を務めており、経営全般及び取締役会運営に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		
②	林正博（はやしまさひろ） （1957年４月16日生） 再任	1981年４月　当行入行 2003年３月　当行経営管理グループ法務室長 2004年７月　当行経営管理グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 2006年４月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 2007年３月　当行監査グループ監査チームリーダー 2007年６月　当行監査グループマネージャー 2008年６月　当行取締役 2009年６月　当行取締役兼執行役 2010年６月　当行取締役兼常務執行役 2014年６月　当行取締役兼代表執行役専務 2015年４月　当行取締役兼代表執行役専務営業支援本部長 2015年６月　当行取締役兼代表執行役頭取 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社福井キャピタル＆コンサルティング取締役会長兼CEO	9,100株
	《取締役候補者とした理由》 林正博氏は、2014年より取締役兼代表執行役専務を務めたほか、2015年からは取締役兼代表執行役頭取を務めており、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。地域経済活性化の実現並びにそれを通した当行財務基盤の強化に向けた企業経営の推進におけるこれまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当行
の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">③</td><td>朝倉真博
(あさくら まさひろ)
(1958年２月14日生)
再任</td><td>1980年４月　当行入行
2000年11月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー
2001年３月　当行法人営業グループ商品企画チームリーダー兼スモールビジネスセンター所長
2002年８月　当行業務効率化プロジェクトチームリーダー
2005年９月　当行内部統制プロジェクトチームリーダー
2009年６月　当行福井北エリア統括店長兼松本支店長
2010年３月　当行経営企画グループマネージャー
2010年６月　当行執行役経営企画グループマネージャー
2012年５月　当行執行役
2012年６月　当行取締役兼常務執行役
2014年６月　当行取締役兼代表執行役専務
2015年４月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長兼営業支援副本部長
2015年６月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長
2017年６月　当行取締役兼代表執行役専務ALM本部長
現在に至る</td><td rowspan="2">7,100株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
朝倉真博氏は、2014年より取締役兼代表執行役専務を務めたほか、2015年からは企画本部長、2017年からはALM本部長として、経営全般及びリスク管理に関する豊富な経験・見識を有しております。当行の経営戦略の策定・推進及び銀行全体のリスク管理におけるこれまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④</td><td>佐野慎治
(さの しんじ)
(1962年５月３日生)
再任</td><td>1986年４月　当行入行
2003年７月　当行粟野支店長
2006年３月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー
2007年11月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー兼秘書室長
2008年６月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長
2010年９月　当行経営企画グループ経営企画チームリーダー兼お客さま相談室長
2011年８月　当行リスク統括グループコンプライアンス統括チームリーダー兼お客さま相談室長
2014年６月　当行取締役
2017年６月　当行取締役兼常務執行役企画本部長
現在に至る</td><td rowspan="2">2,898株</td></tr>
<tr><td colspan="2">《取締役候補者とした理由》
佐野慎治氏は、経営企画業務やお客さま相談部門の責任者として従事するとともに、2014年より取締役を務めたほか、2017年からは取締役兼常務執行役として企画本部長を務めており、経営全般及び監査、コンプライアンス等に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑤	湯浅　徹（ゆあさ　とおる） （1962年３月８日生） 再任	1986年４月　当行入行 2001年９月　当行福井市役所支店長 2003年４月　当行福井西エリア営業グループ長兼福井西エリア統括副支店長 2005年７月　当行花月支店副支店長 2006年６月　当行新規専担プロジェクトチームリーダー 2006年８月　当行本店営業部副部長 2008年６月　当行越前海岸エリア統括店長兼越前町支店長 2009年９月　当行勝山支店長 2012年５月　当行武生エリア統括店長兼武生支店長 2013年６月　当行執行役員武生エリア統括店長兼武生支店長 2015年４月　当行執行役員本店エリア統括店長兼本店営業部長 2015年６月　当行執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長 2017年６月　当行取締役兼常務執行役営業支援本部長 現在に至る	4,200株
	《取締役候補者とした理由》 湯浅徹氏は、2015年より執行役本店営業部長を務めたほか、2017年からは取締役兼常務執行役として営業支援本部長を務めており、経営全般と営業部門に広く携わるとともに、当行の主要統括店長を数多く歴任し、営業マネジメントの実践及び営業活動の推進に関する豊富な見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		
⑥	佐竹範之（さたけ　のりゆき） （1963年11月17日生） 再任	1986年４月　当行入行 2003年２月　当行上北野支店長 2004年12月　当行金沢エリア営業グループ副グループ長 2005年７月　当行金沢支店副支店長 2006年２月　当行個人営業グループ個人営業企画チームリーダー 2006年10月　当行リテール営業グループリテール営業企画チームリーダー 2009年４月　当行坂井町支店長 2011年１月　当行小松支店長 2013年９月　当行経営企画グループ経営企画チームリーダー 2015年４月　当行執行役員武生エリア統括店長兼武生支店長 2017年６月　当行取締役 現在に至る	655株
	《取締役候補者とした理由》 佐竹範之氏は、経営企画などの企画部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2015年より当行の最高幹部職員である執行役員を務めたほか、2017年からは取締役を務めており、監査委員会の監査委員として取締役及び執行役の監査を行うなど、経営全般及び監査委員としての財務及び会計に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑦	内上 和博（うちかみ かずひろ） （1964年10月29日生） 再任	1991年４月　東京地方検察庁検事 1992年４月　福岡地方検察庁小倉支部検事 1994年４月　大阪地方検察庁検事 1996年４月　大津地方検察庁検事 1997年４月　司法研修所教官事務補助（所付検事） 1998年４月　法務省刑事局法務事務官（局付検事） 2001年１月　最高検察庁検察官事務取扱検事 2003年７月　退官 2003年９月　北川法律事務所勤務 現在に至る 2014年６月　当行取締役 現在に至る	800株
	《社外取締役候補者とした理由》 内上和博氏は、弁護士として特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、2014年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメント等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、内上和博氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。		
⑧	南保 勝（なんぽ まさる） （1953年５月17日生） 再任	1984年４月　株式会社福井経済経営研究所経営相談部 1991年４月　同上 経営相談部主任調査役 1994年４月　同上 経済調査部経済調査課長 2000年９月　当行融資グループ審査チーム経済調査担当 2001年３月　当行退職 2001年４月　福井県立大学地域経済研究所助手 2004年４月　福井県立大学地域経済研究所助教授 2008年７月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所准教授 2009年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所教授、博士（経済学） 2012年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士（経済学） 2015年６月　当行取締役 現在に至る 2017年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士（経済学） 現在に至る	600株
	《社外取締役候補者とした理由》 南保勝氏は、公立大学法人福井県立大学の教授、博士（経済学）として特に地域経済に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有し精通しており、2015年より取締役を務めており、2016年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、地域経済の活性化に向けた地域戦略の推進等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、南保勝氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑨	三屋 裕子（みつや ゆうこ） （1958年７月29日生） 新任	1981年４月　株式会社日立製作所入社 1990年４月　筑波大学非常勤講師 2011年４月　学校法人藤村学園理事 現在に至る 2012年４月　筑波大学経営協議会委員 2014年４月　東京女子体育大学・短期大学客員教授 2014年６月　一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会顧問 現在に至る 2014年６月　公益財団法人日本バレーボール協会評議員 現在に至る 2017年５月　国際バスケットボール連盟理事 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社サイファ代表取締役 藤田観光株式会社社外取締役 株式会社パロマ社外取締役 公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事	0株
	《社外取締役候補者とした理由》 三屋裕子氏は、福井県出身で、日本スポーツ界の第一線で活躍された後、公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事をはじめとする各種スポーツ協会の役員を歴任され、日本スポーツ界の振興だけでなく、組織運営の強化にも尽力されております。また、長年に亘り企業経営にも携わっており、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。これらの多様な経験を活かし、当行の経営全般に的確な助言をいただくことによりコーポレートガバナンスのより一層の強化、並びに当行が進めております女性活躍推進の取り組みに対しても貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。		

注1. 取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 内上和博、南保勝及び三屋裕子の３氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、内上和博及び南保勝の両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、三屋裕子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である内上和博及び南保勝の両氏と当行の間で責任限定契約を締結しております。また、社外取締役候補者である三屋裕子氏につきましては、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 「社外取締役の独立性に関する基準」について
当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。

「社外取締役候補者選任基準」

指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。
⑴ 経営者としての豊富な経験を有すること、又は法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること

⑵　会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
①当行を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者（*2）
②当行の主要な取引先（*3）又はその業務執行者
③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*4）
④当行主要株主（*5）（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
⑤上記①から④に掲げる者の近親者（*6）
⑥当行又はその子会社の業務執行者の近親者
⑦過去１年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者
⑶　社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
⑷　社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

（注）
(*1) 当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10％を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の１％を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
(*2) 業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。
(*3) 当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10％を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の１％を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
(*4) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
(*5) 当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
(*6) 近親者とは、２親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて
(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
(2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
(3) インターネットによる議決権行使は、2018年６月22日（金曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について
(1) 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

5．招集ご通知の受領方法について
ご希望の株主さまは、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（なお、携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。）

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027（受付時間　9：00～21：00　通話料無料）

以　上

〔メ　モ　欄〕

〔メ　モ　欄〕

〔メ　モ　欄〕

定時株主総会
会場のご案内

場　所　福井市西木田２丁目８番１号
　　福井商工会議所ビル　地下１階
　　コンベンションホール
最寄駅　福井鉄道　商工会議所前駅（徒歩１分）
　　JR　福井駅（徒歩15分）

※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。
※福井商工会議所ビル駐車場をご利用の際は、会場受付にて駐車券をご提示ください。

